

定年引上げ等奨励金(70歳まで働ける企業奨励金) 制度のあらまし

I 中小企業定年引上げ等奨励金

常用被保険者数300人以下の事業主が、60歳以上65歳未満の定年を定め、平成19年4月1日以降就業規則等により、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止を実施した場合に、その経費として一定額が支給されます。また、70歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を実施した場合には、上乗せして支給されます。

支給額

奨励金は、定年引上げ等の導入に要する経費として、企業規模(実施日において当該事業主に雇用される常用被保険者の数)に応じて、次表に定める額を1回に限り支給されます。

企業規模 (常用被保険者数)	支給額(単位・万円)	
	65歳以上への 定年引上げ	70歳以上への定年引上げまたは、 定年の定め廃止
1～9人	40	80(上乗せ額を含む)
10～99人	60	120(上乗せ額を含む)
100～300人	80	160(上乗せ額を含む)

共同で事業を新たに始めた方への 助成金制度をご存じですか？

～45歳以上の高年齢者等3人以上が法人を設立し自らの職業経験等を活かして、共同して事業を開始し、従業員を雇用して、雇用・就業の機会を創設した場合～

500万円(経費の2/3)を限度として支給されます

「高年齢者等共同就業機会創出助成金」

1 支給要件は

- ①雇用保険の適用事業所の事業主であること。
- ②3人以上の高齢創業者の出資により新たに設立された法人の事業主であること。
- ③上記②の高齢創業者のうち、いずれかの者が法人の代表者であること。
- ④法人の設立登記日及び「高年齢者等共同就業機会創出事業計画書」を提出する日において、高齢創業者の議決権の合計が総数の過半数を占めていること。
- ⑤支給申請日において、原則として45歳以上の方を1人以上継続して雇い入れること。
- ⑥法人の設立登記の日以降最初の事業年度末における自己資本比率(自己資本を総資本で割り、100を乗じた比率)が50%未満である事業主であること。
- ⑦法人の設立登記の日から6か月以上事業を営んでいる事業主であること。

2 計画書の受付は

第1回受付

平成20年4月2日から平成20年5月1日まで

(平成19年11月1日～平成20年2月29日までに法人の設立登記をされた方)

問い合わせ先

(社)沖縄雇用開発協会

高齢者援助課 TEL(098)891-8466